

## 経済面で助けになる制度があることを 知っていますか？

下記制度が利用できる場合があります。詳しくはお問合せください。

### 市役所障害福祉課／☎51-2312

#### ●通院費用…自立支援医療（精神通院）

精神疾患で通院を続ける必要がある方の医療費を軽減する制度です。  
申請して承認されると、制度の適用になる自己負担は無料になります。

#### ●精神障害者保健福祉手帳

病気の状態と、生活の状態の両面から総合的に判定されます。  
手帳の等級により、さまざまな福祉サービスを利用できます。



##### 【障害者扶助料】

65歳未満で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方には、その等級に応じて扶助料が支給されます。（一部支給制限があります）

##### 【障害者タクシー料金助成券】

以下の①、②いずれにも当てはまる場合、年度に1回15,000円分のタクシー料金助成券を受け取れます。

- ①精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方
- ②自動車税・軽自動車税（種別割）の減免措置を受けていない方

##### 【障害者交通助成券】

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、年度に1回①～③の交通助成券のいずれかを受け取れます。

- ①障害者交通助成券（電車・バス・コミュニティバス共通）（5,000円分）
- ②障害者タクシー料金助成券（5,000円分）
- ③元気パス購入助成券（5,000円分）※65歳以上に限ります。

### 市役所長寿介護課／☎51-2362

#### ●家族介護用品給付券の給付

要介護4、5と認定された高齢者を在宅で介護されている方は、以下の条件で紙おむつ等と交換できる給付券が支給されます。

- ①本人および介護されている方が東三河8市町村在住
- ②本人および介護されている方の両世帯が市民税非課税世帯



豊橋税務署（所得税）／☎52-6201(代)

市役所市民税課（市民税・県民税）／☎51-2200

### ◎所得税、市民税・県民税の軽減

本人・控除対象配偶者・扶養親族が法律に定める障がい者である場合、所得税、市民税、県民税で所得控除（障害者控除）が受けられます。

※市民税・県民税では、障がい者となった年の翌年度分の税金から対象

市役所国保年金課（国民年金）／☎51-2290

豊橋年金事務所（厚生年金）／☎33-4111（代表）→

〔音声案内〕→1（年金請求のご相談）

### ◎障害基礎年金、障害厚生年金

#### 【国民年金】

以下の3点にあてはまる場合、障害基礎年金が受けられる場合があります。

#### ①障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること

- 国民年金加入期間
- 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間

#### ②障害の状態が障害認定日に法律に定める障害等級に該当

#### ③保険料の納付要件を満たしている

※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受けることができる場合があります。ただし、65歳の誕生日の前々日までに請求する必要があります。

#### 【厚生年金】

厚生年金保険の被保険者である間に、初診でかかった病気・ケガが原因で法律に定める障害に該当する状態になったとき、障害厚生年金を受けられる場合があります（保険料の納付要件を満たしていることが必要です）。

豊橋年金事務所では、予約相談が可能です。予約しておく

#### ①スムーズに相談ができます。

#### ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応できます。

予約申込の際は、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

#### 予約相談の実施時間

月曜日	火～金曜日	第2土曜日
8:30～19:00	8:30～17:15	9:30～16:00

#### 予約申し込み電話番号

予約受付専用電話／☎0570-05-4890（ナビダイヤル）